

「一般社団法人青森県エルピーガス協会行動指針」の策定について

令和6年4月2日に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の省令改正が公布され、より厳格で節度のある商慣行の実施と消費者にわかりやすい料金表示を進めていく必要があります。

青森県のLPガス事業者団体である当協会として、会員が法令を遵守し、適正な取引を行いながら、顧客であるLPガス消費者へのサービス及び信頼関係向上に寄与するため、以下の取組宣言（行動指針）を策定しました。

取引適正化・料金透明化に向けた取組宣言（行動指針）

- 1 法令を遵守し適正な商取引に努めます。《過大な営業行為の制限》
 - ① 消費者が不利益になる取引を排除します。
 - ② 料金低減に資するための取組を進めます。
- 2 料金表示の明確化と丁寧な説明に努めます。《三部料金制の徹底》
 - ① わかりやすい料金表示を行います。
 - ② 料金について消費者に丁寧な説明を行います。
- 3 お客様の声に耳を傾けます。
 - ① お客様から寄せられた声を会員と共有しより良いサービス向上に努めます。

【参考】

液化石油ガス法の改正省令のポイント

- 1 過大な営業行為の制限 [2024年7月2日施行]
 - 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
 - LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止
- 2 三部料金制の徹底 [2025年4月2日施行]
 - 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制の徹底
 - LPガス消費と関係ない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- 3 LPガス料金等の情報提供 [2024年7月2日施行]
 - 賃貸物件の入居希望者へのLPガス料金の事前提示（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）